

最先端研究開発戦略的強化費補助金のうち 最先端研究の加速・強化の運用に係る方針

平成 22 年 6 月 3 日
最先端研究開発戦略的強化事業
調 整 会 合

「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」(平成22年4月27日総合科学技術会議)1.(3)①ア)に基づき、最先端研究開発戦略的強化事業のうち最先端研究開発の加速・強化(以下「事業」という。)に必要な経費として独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に交付される最先端研究開発戦略的強化費補助金の運用に係る基本的考え方(以下「補助金運用方針」という。)を以下のとおり示す。

○総則:

- ・ 最先端研究開発戦略的強化費補助金から支出する研究費(以下「補助金」という。)の執行に係るルールは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)及び補助金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

○補助金の交付対象等:

- ・ 事業の補助事業者は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した研究支援担当機関及び共同事業機関(研究支援担当機関と共同して研究開発若しくはその支援又はその両方を実施する機関)とする。
- ・ 補助金は、最先端研究開発支援プログラムに基づき中心研究者が実施する研究開発を加速・強化するために交付する。
- ・ 事業の実施に当たり研究機関が合同チームを形成する場合には、研究支援担当機関が責任機関として事業全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間における事業の実施に関する一連の事務の実施に当たっては、研究支援担当機関が補助事業者を代表して行うものとする。
- ・ 補助金は直接経費と管理費の2つから構成することとし、その性格は以下のとおりとする。
 - △ 直接経費:研究開発の実施に必要な経費(研究費、研究者人件費、研究機器購入費等)
 - △ 管理費:研究支援に必要な経費(研究支援者人件費、知的財産等のスタッフ人件費等)
- ・ 直接経費及び管理費の費目は、それぞれ物品費、旅費、謝金・人件費等、その他、の4つとする。
- ・ 補助金の用途には、中心研究者、共同提案者の人件費は含まないものとする。

- ・ 中心研究者・共同提案者以外の研究者については、研究課題に基づく研究開発の推進に支障がなく、事業に資するものとして中心研究者が認める場合には、事業により雇用された場合であっても、他の研究業務を行うことが可能であることとする。

○補助金の費目間流用：

- ・ 直接経費及び管理費のそれぞれにおける費目間の流用は、それぞれの経費総額の50%の範囲内であれば、振興会への手続きを経ることなく行うことができる。総額の50%を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。
- ・ 直接経費及び管理費間の流用は認めない。

○補助金の執行：

- ・ 補助金の執行は、補助事業者が定める規程等に基づいて行う。補助事業者は、研究者が補助金を柔軟に使用できるようにするとともに、補助金を適正に執行管理するために必要な規程等を定めることとする。
- ・ 補助金は、事業を行う年度を越えて使用することはできない。ただし、交付決定時には予想し得なかった要因によるやむを得ない事由に基づき、事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合には、事業期間を延長することができる。
- ・ 補助金で取得した設備等については、事業に支障が生じない範囲で他事業に有効活用することも可能とする。また、他の補助金等で取得した設備等を事業に使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該使用等に当たっての必要経費について、補助金からの支出を可能とする。
- ・ 補助事業者は、交付申請時に提出する事業計画で示すことにより、事業の一部を他の研究機関に委託等契約により行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じて、直接経費の各費目に振り分けて支出を管理するものとする。一般管理費に相当する額を交付する必要がある場合には、管理費から支出できるものとする。なお、事業の遂行上必要な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先・再委託先における委託費・再委託費の使いやすさや管理については、補助金の取扱いに準ずるものとする。
- ・ 事業において経費の不正な使用等が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。
- ・ 事業において、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

○補助金の交付申請等：

- ・ 補助金は、研究支援担当機関が交付申請時に提出する事業期間の所要経費総額に基づいた支払請求の届出により振興会から速やかに交付する。
- ・ 事業の実施にあたり合同チームを形成する場合には、補助金は振興会が研究支援担

当機関に一括で配分し、共同事業機関には研究支援担当機関から事業遂行に必要な額を配分するものとする。

○研究体制の変更：

- ・ 中心研究者の変更は、原則として認めない。ただし、特段の理由がある場合には、研究支援担当機関から事前に振興会に変更申請を行い、総合科学技術会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。
- ・ 中心研究者が研究支援担当機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、総合科学技術会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。共同事業機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、承認を受ける必要がある。

○法律に基づく額の確定：

- ・ 研究支援担当機関は、事業期間終了後に、事業の実績報告書を振興会に提出するものとし、振興会は提出された実績報告書及び現地調査等に基づいて、補助金の額の確定を行う。

○事業完了により生じた収益の取扱：

- ・ 補助事業者は、事業期間終了後5年を経過する時点まで、事業の完了により収益を生じたときは、研究支援担当機関を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。
- ・ 上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

○事業終了後の評価：

- ・ 研究支援担当機関は、補助金により実施した事業の成果について、事業期間終了後に加速・強化の対象とした最先端研究開発支援プログラムに対する研究開発のフォローアップと併せて、総合科学技術会議の評価を受けるものとする。

○研究成果の公開等：

- ・ 補助事業者は、事業期間中及び終了後、中心研究者による論文発表、学会発表や、特許申請の積極的実施のほか、中心研究者においてわかりやすくとりまとめた成果を発信すること(新たに得られた知見、従来技術との違い、今後の技術展開予定など)等により研究成果を公開するものとする。

○その他：

- ・ 補助金運用方針に定めることのほか、補助金の運用に関し必要な事項は、事業について総合科学技術会議が作成した文書及びこれに基づき内閣府が作成した文書と整合性を図りつつ、振興会が定めることとする。